

[明石市長への要求書]

明石市労働組合連合会

年末一時金についての要求書

民主的自治体確立に向けご尽力いただいていることに敬意を表します。

人事院は8月8日、月例給を0.23%、921円引き上げ、一時金の支給月数を0.1月分引き上げる勧告を行いました。月例給に関しては、若年層の処遇改善は一定評価はできるものの、効果が一部にとどまり、コロナ禍で奮闘する職員や物価上昇に伴う支出を考慮すると、期待に応えるものとはいえません。

一時金の引き上げに関しては、各期0.01月分を上位成績区分に配分することとなっており、評価制度による格差を拡大するもので到底認められません。また、勤勉手当のみに配分されることから、期末手当しか支給されない会計年度任用職員には反映されず、正規との格差拡大につながり大きな問題があります。

私たちは、あらためて「賃金とは生活給である」ことを強調するとともに、一時金が月々の生活費補填に費やされている実態をふまえ、全組合員アンケート集約による年末一時金の改善要求を行うものです。

つきましては、誠意ある回答を 月 日までに文書でされるように申し添えます。

記

1. 月収の2.7カ月を支給すること
2. 「職務・職階給」の固定化につながる一時金の役職者加算（傾斜配分）を撤廃し、一律配分にあらためること。
3. 勤勉手当への人事評価制度などによる成績率導入・強化は行わないこと。
4. 勤勉手当を廃止し、全額期末手当とすること。
5. 会計年度任用職員等の差別的扱いを抜本改善し、正規職員並に勤勉手当相当分を支払うこと。
6. 支払日は、労使交渉妥結後、速やかに一括で支払うこと。